

紀の川市立打田中学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめ」は、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、「いじめ」を受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめ」の防止及び早期発見に努めるとともに、生徒が「いじめ」を受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 「いじめ」の定義

先に成立した『いじめ防止対策推進法』第二条では、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、この法に定められた定義に基づき行うものとしている。その際には、常にいじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、「いじめ」には様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察していく必要がある。

3 「いじめ」の理解

「いじめ」はどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、「いじめ」に気づくためには、「いじめ」は、見ようとしないと見えないという認識に立ち、「いじめ」に見られる集団構造や態様についてしっかりと理解する必要がある。

(1) 「いじめ」に見られる集団構造

「いじめ」は、加害・被害という二者関係だけの問題ではなく、周囲ではやし立てたり、面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、「いじめ」を助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者への「いじめ」を強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、「いじめ」が発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意しなければいけない。

(2) 「いじめ」の態様

「いじめ」は、冷やかしやからかい、悪口等、見た目には「いじめ」と認知しにくいもの

以外に、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者が「いじめ」と認知しにくい場合もあることから、「いじめ」を受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、「いじめ」を認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

【 暴力を伴う行為 】

- ・ 知ってて軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする行為
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする行為 等

【 暴力を伴わない行為 】

- ・ 冷やす、からかう、脅す等の相手を嫌がらせる行為や悪口を言う行為
- ・ 仲間はずれにされる、集団で無視されるような行為
- ・ 金品をたかられるり、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりするような行為
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする行為
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 「いじめ」防止のための本校の取組

本校では、「いじめ」防止のため、『いじめ防止対策推進法』第二十二条の規定による「いじめ」の防止等の対策のための組織を置き、未然防止の取組、早期発見・早期対応の取組、教職員の資質向上の取組、家庭・地域との連携の取組等を具体的に進めていく。

(1) 「いじめ」の防止等の対策のための組織

① 「いじめ」問題対応の組織として、下記の組織を学校に置く。

『 打田中学校いじめ問題対策委員会 』（以下、対策委員会）

② 対策委員会の構成員は下記のとおりとする。

校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当者、学年主任、教育相談員、スクールカウンセラー、(学校評議員代表)、(PTA役員代表)

③ 対策委員会の定例会は、原則として年間3回以上開催し、情報交換を図る。

④ 対策委員会の役割は、以下のような内容とする。

ア 基本方針が、きちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す等のPDCAサイクルの検証を行う。

イ 「いじめ」の相談・通報の窓口となる。

ウ 「いじめ」の疑いに関する情報や生徒の問題行動等、情報収集、記録、共有を行う

エ 「いじめ」の疑いがある情報があれば、緊急に会議を開き、「いじめ」の情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者や関係機関との連携等、組織的に対応するための中核としての機能させる

オ 「いじめ」に関する教職員の校内研修、「ネットいじめ」防止のための生徒への啓発活動の企画を行う。

(2) 「いじめ」の未然防止

「いじめ」問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象として「いじめ」の未然防止の取組を行う。特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動等により、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

② 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善を図ったりする機会を設けることで、コミュニケーション能力、自尊心・自己肯定感、ソーシャルスキルを育成し、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。また、生徒が自らの力で周囲にある課題を解決し、自治的な能力を身に付けられるように、生徒による自主活動や主体的な活動を学校教育活動のあらゆる機会を通じて行う。

③ 人権意識の向上

「いじめ」は人権を侵害する絶対に許されない行為であることをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

④ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、意識的に教材研究や授業研究・校内研修を行う等、指導方法の工夫・改善に努める。

⑤ 地域共育コミュニティを活用した開かれた学校づくり

本校の「いじめ」防止の取組について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度を活用したりする等、「いじめ」防止のために学校と家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 「いじめ」の早期発見・早期対応

① 「いじめ」の早期発見

「いじめ」の発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、「いじめ」を積極的に認知することに努める。

ア 年3回のいじめアンケート等の実施（7月・12月・3月）

イ 教育相談体制の充実（スクールカウンセラーや教育相談員の活用）

ウ 年2回の面談週間の実施、年2回の保護者を交えた三者面談の実施

② 「いじめ」への早期対応（24時間対応）

「いじめ」を認知した場合、次のことに留意し、組織的に迅速かつ適切に対応する。

ア 安全確保

「いじめ」を認知した場合、直ちに「いじめ」を受けた生徒や「いじめ」を知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 事実確認

「いじめ」を認知した場合や、生徒が「いじめ」を受けていると疑われる場合は、直ちに「いじめ」の事実の有無を確認する。

ウ 指導・支援・助言

「いじめ」があったことが確認された場合は、直ちに「いじめ」をやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーや教育相談員の協力を得ながら、複数の教職員等によって、「いじめ」を受けた生徒やその保護者への支援や、「いじめ」を行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを必ず詳細に記録として残しておく。

エ 情報提供

「いじめ」の早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、「いじめ」を受けた生徒の保護者や「いじめ」を行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

③ 関係機関との連携

「いじめ」が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

④ インターネット上の「いじめ」への対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめ」はどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であるという基本認識に立ち、

本校全教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等に前向きに取り組める資質能力を身につけられるよう、和歌山県教育委員会発行のマニュアルやハンドブック等を活用し、年間3回程度の校内研修を実施する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、「いじめ」の防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

対策委員会やスクールカウンセラーや教育相談員等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。「いじめ」を受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自尊感情や自己肯定感等が回復できるよう支援する。また、「いじめ」を行った生徒については、その背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

「いじめ」の防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、対策委員会を中心に基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

「いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」「いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」と認めるような事態が発生した場合は、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図及び紀の川市教育委員会によるマニュアルをもとに、以下のような手順で、直ちに適切な対処を行う。

ア 迅速に紀の川市教育委員会への報告をおこなう。

イ 紀の川市教育委員会と協議のうえ、重大事案対処のための組織を設置する。

ウ 重大事案について、イの組織により調査をおこなう。

エ 調査結果を紀の川市教育委員会へ報告するとともに、いじめられた生徒の保護者に対して適切な情報提供を行う。

平成25年11月28日 作成

平成26年 3月 1日 改訂

平成27年12月 9日 改訂